

議案第21号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年9月10日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正に伴う関係条例の所要の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(勝山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 勝山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年勝山市条例第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員)を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員)を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

(勝山市職員定数条例の一部改正)

第2条 勝山市職員定数条例(昭和43年勝山市条例第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関並びに消防機関、企業部局と常時勤務する一般職に属するもの(臨時)又は非常勤職員は除く。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関並びに消防機関、企業部局と常時勤務する一般職に属するもの(臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。))又は非常勤職員は除く。)をいう。</p>

(公益的法人等への勝山市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への勝山市職員の派遣等に関する条例(平成14年勝山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣) 第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(退職派遣ができない職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣) 第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(退職派遣ができない職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年勝山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任</u></p>

期の範囲内」とする。

(勝山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 勝山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和29年勝山市条例第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6ヶ月以下給料_____の10分の1以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6ヶ月以下給料の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年勝山市条例第 号)第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。

(勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年勝山市条例第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(非常勤職員_____の勤務時間、休暇等) 第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が別に定める。	(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等) 第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員_____の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が別に定める。

(勝山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 勝山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年勝山市条例第4号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略)

2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員

のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(新設)

2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年勝山市条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第17条及び第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(勝山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 勝山市職員の給与に関する条例(昭和41年勝山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(非常勤職員の給与)</p> <p><u>第24条 非常勤の職員の給与は、日額又は月額とし、その額は常勤の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</u></p> <p><u>2 前項の非常勤の職員には他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p><u>第24条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との均衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。</u></p>

(勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和30年勝山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(その他の特別職の職員の給与及び費用弁償)</p> <p>第6条 前各条に定める特別職以外の職員(以下「その他の職員」という。)の報酬(手当又は賃金を含む。)は市長が予算の範囲内で支給することができる。</p> <p>(給与及び旅費の支給条件)</p> <p>第7条 議員報酬及び報酬(手当又は賃金を含む。)給料その他の給与、費用弁償並びに旅費の支給条件及び支給方法は、別に定めのない限り一般職の職員の例による。</p>	<p>(その他の特別職の職員の給与及び費用弁償)</p> <p>第6条 前各条に定める特別職以外の職員(以下「その他の職員」という。)の報酬(手当_____を含む。)は市長が予算の範囲内で支給することができる。</p> <p>(給与及び旅費の支給条件)</p> <p>第7条 議員報酬及び報酬(手当_____を含む。)給料その他の給与、費用弁償並びに旅費の支給条件及び支給方法は、別に定めのない限り一般職の職員の例による。</p>

(勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和38年勝山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び勝山市職員の給与に関する条例(昭和41年勝山市条例第3号)第12条 _____ の規定に基づき、特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項並びに勝山市職員の給与に関する条例(昭和41年勝山市条例第3号)第12条及び勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年勝山市条例第 号)第9条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(勝山市職員の旅費支給に関する条例の一部改正)

第11条 勝山市職員の旅費支給に関する条例(昭和29年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定義) 第2条 この条例で職員とは、市長、副市長、教育長及びその他の職員 _____ をいう。</p> <p>(用語の定義) 第3条 この条例において「何級の職務」という場合には、勝山市職員の給与に関する条例(昭和41年勝山市条例第3号)第5条第1項 _____ に規定する別表第2による当該級の職務及びこの適用を受けないものについては、別表第1に定めるこれに相当する職務をいうものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の定義) 第2条 この条例で職員とは、市長、副市長、教育長及びその他の職員(非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。)をいう。</p> <p>(用語の定義) 第3条 この条例において「何級の職務」という場合には、勝山市職員の給与に関する条例(昭和41年勝山市条例第3号)第5条第1項(勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年勝山市条例第 号)第4条において準用する場合を含む。)に規定する別表第2による当該級の職務及びこの適用を受けないものについては、別表第1に定めるこれに相当する職務をいうものとする。</p> <p>2 (略)</p>

(勝山市企業職員の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 勝山市企業職員の給与等に関する条例(昭和49年勝山市条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(給与)	(給与)

第2条 企業職員の給与は、勝山市職員の給与に関する条例(昭和41年勝山市条例第3号) _____ を適用する。ただし、**特殊勤務手当、宿日直手当については、企業管理者が別に定める。**

第2条 企業職員の給与は、勝山市職員の給与に関する条例(昭和41年勝山市条例第3号) **及び勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年勝山市条例第 号)**を適用する。 _____

第13条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 勝山市防犯隊設置条例(昭和43年勝山市条例第7号)
- (2) 勝山市交通指導員設置条例(昭和45年勝山市条例第3号)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。